**高知県における特別支援学校の再編振興について**

－病弱特別支援学校－

（意見のまとめ）









平成２７年１１月

高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】

**目　　次**

　　**はじめに　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２**

**１**　**特別支援教育の一層の推進に向けて**

1. **国の動向　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３**

**（２）県の動向　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３**

**２　県立特別支援学校の課題**

1. **概　況　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　５**

**（２）病弱特別支援学校の現状と課題　　・・・・・・・・・・・・・・・　　５**

**３　今後の高知県の病弱教育の在り方についての検討**

**（１）検討内容について　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７**

**（２）検討に当たって　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７**

**４　今後の高知県の病弱教育の在り方についての提言**

1. **教育内容について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８**
2. **専門性について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　９**
3. **施設設備について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　10**
4. **関係機関との連携について　　・・・・・・・・・・・・・・・・・　　11**

**（５）病弱特別支援学校が果たすべきセンター的役割について・・・・・・　　12**

**（６）その他　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　13**

**おわりに　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　14**

**資　　料　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　15**

**はじめに**

平成１９年度から、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うという理念のもと特別支援教育がスタートし、９年目を迎えています。

高知県教育委員会は、ノーマライゼーションの進展や特別支援教育の一層の推進に向け、当時課題となっていた県中央部にある知的障害特別支援学校の狭隘化の課題や肢体不自由特別支援学校の今後の在り方を検討するため、平成２１年１月に「高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会」を立ち上げ議論を行いました。

この検討委員会から報告された「意見のまとめ」を参考に再編計画が策定され、平成２３年度に知的障害特別支援学校の分校２校を開校、肢体不自由の分校に通学生を受け入れるとともに新たに高等部を設置、高知県西部の知的障害特別支援学校に肢体不自由部門を設置するなどの対応を行いました。

　近年、新たな展開として、障害のある子どもが障害のない子どもと共に学ぶ機会を大切にする共生社会の実現を目指した「インクルーシブ教育システム」の推進という理念に基づき、特別支援教育の一層の推進が平成２６年１月の「障害者の権利に関する条約」の批准を契機に、本格的に始動しています。

こうした中、本県の特別支援学校の中でも病弱特別支援学校において、従来の慢性疾患の児童生徒が著しく減少し、心身症や精神疾患のある児童生徒が増加するといった実態の変化により、多様な教育的ニーズに対応する教育内容や施設設備の整備が新たな課題として生じています。

　私たちは、高知県教育委員会から依頼を受け、特別支援学校の現状と課題を把握し、病弱特別支援学校の今後のよりよい対応について検討を行うため「高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】」を開催しました。検討委員会では「インクルーシブ教育システム」の理念に基づく特別支援教育の一層の推進を踏まえ、６回の議論を重ね、ここに検討委員会として「意見のまとめ」を報告するものです。

　検討の過程において、病弱特別支援学校の児童生徒へのアンケート、保護者・教育後援会・同窓会と検討委員会委員との意見交換会、他県の先進事例についての情報共有なども行うことで、課題解決に向けての幅広い意見が出されました。今回の検討の内容が本県の病弱教育の一層の充実・発展につながるものであることを確認し、「高知県における特別支援学校の再編振興について【第二次】‐病弱特別支援学校‐」として提言するものです。

　この意見のまとめが、本県の特別支援教育を一層推進する再編振興となることを願い、報告とさせていただきます。

「高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】」

会長　是永　かな子

**１　特別支援教育の一層の推進に向けて**

1. **国の動向**

平成１９年４月に「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行う」ことを理念に始まった特別支援教育ですが、同じ年の９月に我が国は、国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に署名を行いました。これ以後、平成２３年８月に「障害者基本法の一部を改正する法律」、平成２５年４月には「障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）」、同年６月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」など、関連する法令を整備し、本条約は平成２６年１月２０日に正式に批准・締結されました。

この流れの中で文部科学省は、今後の我が国の特別支援教育について、中央教育審議会初等中等教育部会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において審議を進め、平成２４年７月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」の報告を行いました。関連して平成２５年９月に「学校教育法施行令の一部改正について」が通知され、共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築が推進されています。

共生社会に向けたインクルーシブ教育システムにおいては、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等とともに教育を受けられるよう、必要な施策を講じることとし、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、他の子どもと平等に教育が受けられるよう合理的配慮及び基礎的環境整備を行うこととなっています。また、そのためには、多様な教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要であるとされています。

インクルーシブ教育システムにおける特別支援学校は、比較的障害の重い子どもの多様な学びの場として、指導及び支援の充実や交流及び共同学習の推進を図るとともに、地域の小中学校等に対して、センター的機能やスクールクラスター（地域の教育資源の組合せ）としての機能を果たすことなどが求められています。

1. **県の動向**

高知県では、平成１９年度からの特別支援教育の本格実施に向けて、平成１７年度に「高知県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会」を立ち上げ、以下に示す３つの論点について審議を行いました。（資料１）

①　特別支援学校制度での今後の県立盲・聾・養護学校の在り方

②　今後の県立盲・聾・養護学校の設置及び学部、学科の在り方

③　特別支援教育のセンター的機能について

この提言をもとに、自閉症のある児童生徒への教育対応についての研究、高知ろう学校の学科改編、発達障害を含めた小中学校等への支援などの課題について諸施策を講じて、障害のある児童生徒の教育の改善・充実を図りました。

新たな制度の下、開始された特別支援教育の実施から３年目の平成２１年度には、「高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会」を設置し、当時課題となっていた知的障害特別支援学校の狭隘化の問題や、肢体不自由特別支援学校の今後の在り方についての検討を行いました。県教育委員会は検討委員会での提言を受け、「高知県立特別支援学校再編計画【第一次】」を策定し、知的障害特別支援学校の分校２校を開校、肢体不自由の分校に通学生を受け入れるとともに新たに高等部を設置、県西部の知的障害特別支援学校に肢体不自由部門を設置するなどの対応を行い、課題の改善を図るとともに､県立特別支援学校は本校７校､分校６校に再編しています。（資料２）

現在、高知県においては、国が示したインクルーシブ教育システムの推進を踏まえた特別支援教育の一層の充実を進めていますが、新たな課題として、児童生徒の実態が大きく変化し、多様な教育的ニーズに応える教育内容や施設設備を整備する必要性が病弱特別支援学校である高知江の口養護学校において生じています。

県教育委員会は、今後の病弱特別支援学校の在り方について検討を行うため、平成２７年４月１日に「高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】」を立ち上げ、参考となる意見を提言として報告するよう、検討委員会に諮問しました。（資料３）

**２　県立特別支援学校の課題**

**（１）概況**

高知県立の特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の５つの障害種別ごとに本校７校（視覚障害特別支援学校１校、聴覚障害特別支援学校１校、知的障害特別支援学校３校、肢体不自由特別支援学校１校、病弱特別支援学校１校）、分校６校（知的障害特別支援学校２校、肢体不自由特別支援学校３校、病弱特別支援学校１校）が設置されています。このうち、知的障害特別支援学校の分校２校は、第一次の再編により平成２３年度に開校しています。

病弱特別支援学校は、高知江の口養護学校、同　高知大学医学部附属病院分校の２校ですが、さらに、肢体不自由の分校である高知若草養護学校国立高知病院分校でも、小児科病棟に入院している児童生徒に対して教育を行っています。

**（２）病弱特別支援学校の現状と課題**

**①　高知江の口養護学校の現状と課題**

高知江の口養護学校は、昭和４８年に高知赤十字病院に隣接して開校し、同病院に長期入院または通院する児童生徒を主な対象として、小学部・中学部・高等部（普通科）及び寄宿舎を置き、県下の病弱教育の中核を担ってきました。

平成元年には６４名在籍していた高知江の口養護学校本校の児童生徒数は年々減少し、平成１５年度には１３名まで減少しましたが、この頃から心身症や精神疾患のある児童生徒が入学するようになったことから、児童生徒数は年々増加傾向となり、平成２６年度は３６名（５月１日現在）となっています。（資料４）

対象児童生徒の疾患は、開校以来、心臓病、腎臓病など長期療養を必要とする慢性疾患がほとんどでしたが、平成１３年度には慢性疾患が約７５％、心身症や精神疾患が約２５％となり、平成２６年度は慢性疾患が約２５％、心身症や精神疾患が約７５％となり、近年、心身症等の児童生徒の増加が顕著になっています。（資料４）

この傾向については、かつて心臓病や腎臓病などの慢性疾患の子どもは長期間の入院治療を必要としていましたが、医療の進歩により入院治療の期間は短期化し、定期の通院治療が主流となり、地域の小中学校で配慮しながら教育を受けることが可能になったことが大きな要因となっています。

近年増加傾向にある心身症等の疾患については、平成１４年の「就学指導資料」（文部科学省）の改訂の前後から、不登校や摂食障害等の様々な症状が現れる児童生徒が全国的に増加傾向となり、本県においても、特に中学部・高等部を中心に年度途中から転入学する児童生徒が増加しています。

高知江の口養護学校は、入学した児童生徒の病状が改善し小中学校等に戻るまでの間、病気による学習空白や学習の遅れを病状に合わせて補い、基礎学力を保障することを大きな役割としていました。また、疾患による運動規制や生活規制があるため、学習内容についても病状に合わせた対応を行ってきました。したがって、施設設備については、普通教室､特別教室､体育館のみの整備となっています。（資料５）

近年入学者が増加している心身症や精神疾患は、運動規制がほとんどない場合が多く、生活規制の内容についても、慢性疾患の子どもとは大きく異なっています。また、発達障害を併せ有する者や不登校の状態がなかなか改善されないケースなど、児童生徒の実態は実に多様です。高等部卒業後の進路についても、以前は、病気の快復により卒業までに元の籍の学校に戻るか、卒業まで在籍した場合も大学などへの進学を希望するケースがほとんどでしたが、近年、卒業まで在籍する生徒が増え、専門学校への進学や就職などを希望する生徒が出てきており、進路に関するニーズも多様です。

このように児童生徒の病状や必要とする教育内容が変化している状況において、多様な教育的ニーズに対応し、児童生徒がより充実した学校生活を送り、希望する進路を保障していくことが必要です。

**②　高知大学医学部附属病院分校の現状と課題**

高知大学医学部附属病院分校は、高知大学医学部附属病院に入院する子どもの義務教育を保障するため、平成１０年度に小学部・中学部が設置されています。近年の傾向として、同病院に長期間入院治療する子どもが減少し（資料６）、籍を移して教育対応を行う児童生徒も減少傾向にあります。入院後短期間で退院又は転院することが多く、保護者に分校の存在が認知されていない場合もあることから、医療機関と日ごろから連携をとり、入院する学齢期の子どもの情報を共有することや、分校の存在や役割について広く県民に周知することが大切です。

**③　高知若草養護学校国立高知病院分校の現状と課題**

国立高知病院分校は、独立行政法人国立病院機構高知病院の移転統合に伴い、平成１３年度に高知若草養護学校の肢体不自由の分校として現所在地に移転しています。病弱者に対しては平成１８年度から同病院に入院する児童生徒に限定して教育対応を行っていますが、高知江の口養護学校と同様、入学者は著しく減少し、在籍者は年間１～２名程度であり（資料６）、年度内でも在籍のない期間が増えています。このことから、適切な学習集団の確保や施設設備の有効活用などが課題となっています。

**３　今後の高知県の病弱教育の在り方についての検討**

**（１）検討内容について**

近年、病弱特別支援学校の中でも、高知江の口養護学校において、従来の慢性疾患の児童生徒が減少し、心身症や精神疾患のある児童生徒が増加していることから、教育的ニーズの多様化が進んでおり、こうしたニーズに対応する教育内容や施設設備の整備などの課題が生じています。

また、今後のインクルーシブ教育システムの理念に基づく特別支援教育の一層の充実を見据え、特別支援学校は、専門性の一層の向上や交流及び共同学習を推進していく必要があります。さらに、学校が有する障害の特性に応じた施設設備や専門性は、地域の小中学校に対して、センター的な役割やスクールクラスター（地域の教育資源の組合せ）としての機能を果たすことが求められています。これらのことを踏まえて、今後の高知県の病弱教育の在り方について、以下にあげる内容について検討することとしました。

◆教育内容について

◆専門性について

◆施設設備について

◆関係機関との連携について

◆病弱特別支援学校が果たすべきセンター的役割について

**（２）検討に当たって**

今後の特別支援教育を見据え、様々な専門的な立場から幅広い協議を行うとともに、県外の先進校の取組について学び、また、県教育委員会が事前に実施した保護者・教職員・高等部生徒へのアンケート、検討委員会が要請し実施した小学部・中学部の児童生徒へのアンケート、保護者・教育後援会・同窓会と検討委員会委員との意見交換会での意見も尊重しながら、計６回にわたり検討を行いました。（資料７）

**４　今後の高知県の病弱教育の在り方についての提言**

**（１）教育内容について**

**◆自立と社会参加を見据え、コミュニケーション力の向上など、社会性を育む教育内容の充実が必要である。**

○自立活動の指導の充実

　　・「対人関係」「コミュニケーション」を主とした個別の指導プログラムに基づき個別的な対応を行うことが重要である。

○交流及び共同学習の充実

　　・副籍制度などを取り入れ、居住地校との共同学習や近隣の小中学校等との交流学習を児童生徒の実態に応じて展開することが重要である。

　　　※ 副籍制度：特別支援学校の児童生徒が小中学校等にも籍を置き、小中学校等の授業を受けることを可能にする制度

　○キャリア教育の充実

　　・インターンシップを取り入れ、就労への意識やイメージを高めながら、対人関係やコミュニケーションを実践的に学習することが重要である。

**◆児童生徒の学習意欲の向上、訪問教育や通信による指導の充実のため、ＩＣＴ機器の積極的な活用が必要である。**

○授業実践力の向上

・視覚支援が有効な発達障害のある児童生徒や学習に困難を抱える児童生徒に対して、電子黒板やタブレット端末などのＩＣＴ機器を活用した授業実践力の向上が必要である。

　○訪問教育、通信による指導の充実

　　・訪問教育や通信による指導にＩＣＴ機器を取り入れ、文字、音声、動画等の多様な情報を一体的、双方向的にやり取りするなど、指導の工夫が必要である。

**◆高等部の生徒の多様な教育的ニーズに対応する柔軟な教育課程の編成及び実態に応じた工夫が必要である。**

○単位制の導入

・中途転出入や病状により欠席が多い生徒、不登校傾向にある生徒が多く在籍している状況から、単位制を導入し柔軟に対応していくことが重要である。

○職業教育の充実

・大学等への進学希望者に加えて、就職を希望する生徒に対応するため、職業に関する学科の設置又は職業教育を重視した教育課程を編成し、多様なニーズに対応できるようにすることが重要である。

**（２）専門性について**

**◆医療の現状から、慢性疾患の児童生徒が大きく増加することはないが、一定の入学者は見込まれるため、慢性疾患に関する専門性を引き続き確保する必要がある。**

○慢性疾患に関する専門性の確保

・心臓病や腎臓病、難病等の疾患の理解及び留意事項等について、知識技能の維持・向上を継続して図る必要がある。

　・感染症及び感染症予防対策について、知識技能の向上を図る必要がある。

◆**心身症等の児童生徒は、今後増加することが見込まれ、心身症や精神疾患、発達障害に関する理解及び指導支援の充実を図る必要がある。**

○心身症等に関する専門性の確保

　・心身症や発達障害についての知識理解、基本的な手立て、カウンセリングマインドなどについて、スキルアップを図る必要がある。

　　・子どもを取り巻く環境や障害の背景・状況などを理解し見立て、必要な支援を行うことができる高い専門性を有する人材を育成する必要がある。

**◆心身症等の児童生徒の中には、不登校を経験したものが多く、転入学しても状態の改善が見られないケースが増えていることから、その対応や予防についての見識を深める必要がある。**

　○不登校の対応についての専門性の確保

・心身症等が背景にある不登校について、その要因となっている不安感を軽減するため、受容することを重視した取組や、安心感を高める取組を大切にするなど、学校が組織的、段階的に対応を行う必要がある。

　**◆その他**

　　○教職員の専門性の向上に関して

　　　・効果的な指導・支援については、教職員間で共有し学び合い、実践に活かしながら、キャリアを積み重ねていくことが重要である。

**（３）施設設備について**

**◆学校の施設設備については、児童生徒の実態の変化や教育的ニーズが多様化している現状を踏まえ、関連する教育施設を整備する必要がある。**

○運動面の学習活動の充実

　　・運動規制のない児童生徒の学習活動を保障するため、運動場、体育館、プールなどを整備する必要がある。

　○心理的な安定の充実

　　・心のケアが必要な児童生徒に対応するため、クールダウンルームやカウンセリングルーム、植物を栽培する農園などのスペースを整備する必要がある。

　○職業教育の充実

　　・高等部の職業教育の充実のため、職業実習室を整備する必要がある。

　○感染症対策の充実

　　・感染症に罹患しやすい慢性疾患の児童生徒の感染予防のため、セーフティルームを整備する必要がある。

**◆寄宿舎については児童生徒の発達段階、性別、病状などを考慮し、社会性の育成を重視した整備を行う必要がある。**

○多様な定員設定

・個室や複数定員の部屋など、児童生徒の発達段階や性別、特性に応じた定員設定が必要である。

○責任感と社会性の向上

・卒業後の生活を見据え、グループホームの機能を取り入れ、自己管理や自己責任を自覚させながら、共同生活による社会性を育成する必要がある。

　○入舎対象の拡大

　　・自宅が遠方で通学困難な者のみを対象とするのではなく、集団生活の経験が必要な者、生活リズムを整える必要がある者など、入舎対象の拡大を図る必要がある。

**◆卒業生や保護者同士のつながりを大切にした施設設備が必要である。**

　○交流スペースの確保

　　・卒業生や保護者及び教職員が情報交換や交流ができるスペースを確保する必要がある。

**（４）関係機関との連携について**

**◆慢性疾患及び心身症や精神疾患ともに医療との連携を重視し、安全で行き届いた教育の充実を図る必要がある。**

○医療との連携

　　・児童生徒の実態に応じて看護師を配置し、本人・保護者・学校が安心して学校生活を送ることができる環境整備が必要である。

　　・医療の必要度の高い児童生徒は医療機関との密接な連携が必要である。

　　・医療機関に対して病弱特別支援学校の広報・周知を行い、児童生徒に学習空白が生じない対応が必要である。

**◆児童生徒の課題や教育的ニーズに対応するため外部の専門家や相談機関等との連携を重視する必要がある。**

○医療・福祉等の外部専門家の活用

・臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、作業療法士等との連携により、不登校などへの学校の組織的な対応力や専門的な教育力の向上を図る必要がある。

○相談機関との連携

・心の教育センターや療育福祉センター等との連携により、児童生徒の教育的ニーズの把握を行い、より適切な教育の場の検討まで、速やかな対応を行う必要がある。

○労働機関との連携

・ハローワークや障害者職業センター等の労働機関やジョブコーチ等との連携を重視し、生徒の就労支援の充実を図る必要がある。

　○学校間での連携

　　・病弱特別支援学校から児童生徒が転出する際には、学習上や生活上の支援等について確実に引き継ぐ必要がある。

**◆特別支援学校間で障害の枠を超えた連携を図り、社会との結びつきを意識しながら、相互がより充実した教育を展開していく必要がある。**

　○知的障害特別支援学校との協働

　　・知的障害特別支援学校が作業学習等で生産する物品について、広報、受注、発注等を担う活動を通して、社会とのつながりを意識しながら、連携・協力・協調を体験的に学べるよう、取り組んでいく必要がある。

**（５）病弱特別支援学校が果たすべきセンター的役割について**

**◆多様な教育的ニーズに応じるために培った専門性を小中学校や高等学校の指導支援の充実のために提供していく必要がある。**

○特別支援学級への支援

　　・小中学校に設置されている病弱・身体虚弱や自閉症・情緒障害の特別支援学級に対する相談支援機能を充実させる必要がある。

　○発達障害等への支援

　　・通常の学級に在籍している発達障害等のある児童生徒に対する相談支援機能を充実させる必要がある。

**◆地域の特別支援教育の専門機関として、特別支援学校が保有する教育機能を小中学校等に提供する仕組みを構築する必要がある。**

　○通級的な支援の充実

・支援籍制度などを活用し、特別な教育的ニーズのある児童生徒が特別支援学校で専門的な指導を受ける仕組みを作る必要がある。

※ 支援籍制度：特別な教育的ニーズのある子どもが在籍する学校以外に籍を置き、必要な学習を受けることを可能にする制度

　○ワンストップ的な相談支援の提供

　　・特別支援学校が窓口となり、相談内容に関連した関係機関が連携し、総合的な支援を行う相談体制が必要である。

**（６）その他**

**◆通学支援を充実させる必要がある。**

○スクールバスの運行

・公共交通機関の利用が困難な生徒や複雑な乗り換えに対応できない生徒の通学を支援するために、スクールバスの運行を検討する必要がある。

**◆共生社会の実現に向け、特別支援教育や特別支援学校について、社会全体に対し一層の理解啓発が必要である。**

○理解啓発の推進

・特別支援学校に対する偏見の完全な解消に向けて、社会全体への理解啓発を継続して進めていく必要がある。

○学校名についての検討

　　・再編振興により、新たな機能を有しスタートを切ることを契機に、時宜を得た未来志向の学校名を検討するとともに、新たな学校の特色を広く発信する必要がある。

**おわりに**

検討委員会では、高知江の口養護学校の現状と課題をもとに、今後の高知県における病弱教育の在り方について、６回の検討委員会において真摯に検討を重ね、高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】の「意見のまとめ」を作成しました。

今後は、この「意見のまとめ」が、関係の方々の理解と協力を得ながら、高知県における病弱教育の一層の充実に寄与することを強く期待します。